

それでは次に、最低賃金法の改正案について伺つてまいります。

まず、最低賃金決定の基準について伺いたいと 思います。

最も、我が國の現状は、全国加重平均で時間当たり

六百七十三円、最低の地域で六百十円ということになつております。いろいろなところで既に指摘もされておりますとおり、先進国でも最低のレベルということになつております。今まで六百十一円といふことで低かったアメリカ、ここも一年後には八百六十円に引き上げられるとうつことになつております。イギリスは千百九十九円、フランスは一千三百三十八円、優に千円を超えております。

これを見るだけでも、我が國の最低賃金は国際標準に近づけるべきだというのが結論になるわけでございます。

したがつて、この委員会で議論をすべきことは、どういう案であれば、ある程度の最低賃金の引き上げにつながるかということが大変重要なことである。民主党としては、全国平均で千円を目指すという政策を出しておられます。これは、この法案に対し与党の皆さんどつういうふうにお考えになるかわりませんけれども、一部では、余りにも高過ぎる、非常識だという意見も私は聞いております。しかし、そもそもフランスやイギリスなんかはもう優に千円を超えているわけですか

政府から提案されました今回の改正案、中でも最も大事なのが九条三項で、「労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」、これが入つたところでございます。生計費を考慮するに当たつては、生活保護との整合性を配慮するのです。そこであります。労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの、これが入つたところです。

最も大事なのが九条三項で、「労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」というふうに思つております。

政府から提案されました今回の改正案、中でも最も大事なのが九条三項で、「労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」、これが入つたところでございます。生計費を考慮するに当たつては、生活保護との整合性を配慮するのです。そこであります。労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの、これが入つたところです。

最も大事なのが九条三項で、「労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」というふうに思つております。

最も大事なのが九条三項で、「労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」というふうに思つております。

なければならぬ、こういうふうにされております。伺つてまいります。

したがつて、この規定は改正案の九条三項に引き継がれます。つまり、これを比較いたしますと、およそ十一都道府県で最低賃金額が生活保護を下回つてゐるところになります。

そこでお尋ねをいたしますが、厚労省として、

これ十一都道府県で修正を加える、九条三項で

かれた分、いわゆる可処分所得の額でござります。

そこで、これを比較いたしますと、およそ十一都道府県で最低賃金額が生活保護を下回つてゐるところになります。

そこでお尋ねをいたしますが、厚労省として、

これ十一都道府県で修正を加える、九条三項で

思ひます。

最も、我が國の現状は、全國加重平均で時間当たり

六百七十三円、最低の地域で六百十円ということになつております。いろいろなところで既に指摘もされておりますとおり、先進国でも最低のレベル

といふことになつております。今まで六百十一円といふことで低かったアメリカ、ここも一年後には八百六十円に引き上げられるとうつことになつております。イギリスは一千九十九円、フランスは一千三百三十八円、優に千円を超えております。

これを見るだけでも、我が國の最低賃金は国際標準に近づけるべきだというのが結論になるわけでございます。

そこでお伺いをいたしますが、労働者の生計費とは生計費を上回つて支払い得る根拠とはなつても、それ

ど指摘をいたしました九条三項の生活保護との整合性、この関係について私はます伺つていただきたい

と思います。

最低賃金の決定基準は以前から二つあります。一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者

の賃金、三つ目が通常の事業の賃金支払い能力、この三つの要素になつておきました。今回は、「地

域における」という限定をつけておりますけれども、この三つの要素は原則変更はないわけでござります。

そこでお伺いをいたしますけれども、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払

い能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか。それとも、この三つのうちで一つはもっと重要性

があるのか。この三つの要素それぞれ、そういう重さというのがあるのか。これについてまず伺

いたいと思います。

○青木政府参考人 地域別最低賃金についての委員の御質問でござりますが、委員のおっしゃるよ

うに、三つの要素で決定されるということになつて

いるのですが、この三つの要素につきましては、

は、軽重があるわけではなくて、いずれも地域別

最低賃金の決定に当たつて考慮されるべき要素で

あるというふうに考えております。

○細川委員 されど、生活保護との比較につ

いてお伺いをいたします。

私は、憲法二十五条にも規定がありますように、

労働者の最低限の生計費というのは、最低賃金の

いわば下限であります。そしてまた一方で前提

だというふうに思います。

まず、最低賃金の基準は生活保護などの最低の

生計費を上回る、これは当然であります。今ま

で生活保護以下の最低賃金の決定があつたとすれば、それはもう憲法二十五条の健康で文化的な最

低生活をする権利、こういう二十五条に違反する

ような疑いがあるというふうに思つております。

これは収入から税金あるいは社会保険料などを引

なければならぬ、こういうふうにされておりま

した。この規定は改正案の九条三項に引き継がれ

ます。つまり、これを比較いたしますと、およそ十一都

道府県で最低賃金額が生活保護を下回つて

いるところになります。

そこでお尋ねをいたしますが、厚労省として、

これ十一都道府県で修正を加える、九条三項で

思ひます。

最も、我が國の現状は、全國加重平均で時間当たり

六百七十三円、最低の地域で六百十円といふことになつております。いろいろなところで既に指摘もされておりますとおり、先進国でも最低のレベル

といふことになつております。今まで六百十一円といふことで低かったアメリカ、ここも一年後には八百六十円に引き上げられるとうつことになつております。イギリスは一千九十九円、フランスは一千三百三十八円、優に千円を超えております。

これを見るだけでも、我が國の最低賃金は国際標準に近づけるべきだというのが結論になるわけでございます。

そこでお伺いをいたしますけれども、労働者の生計費とは生計費を上回つて支払い得る根拠とはなつても、それ

ど指摘をいたしました九条三項の生活保護との整合性、この関係について私はます伺つていただきたい

と思います。

最低賃金の決定基準は以前から二つあります。一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者

の賃金、三つ目が通常の事業の賃金支払い能力、この三つの要素になつておきました。今回は、「地

域における」という限定をつけておりますけれども、この三つの要素は原則変更はないわけでござります。

そこでお伺いをいたしますけれども、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払

い能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか。それとも、この三つのうちで一つはもっと重要性

があるのか。この三つの要素それぞれ、そういう重さというのがあるのか。これについてまず伺

いたいと思います。

○青木政府参考人 地域別最低賃金についての委員の御質問でござりますが、委員のおっしゃるよ

うに、三つの要素で決定されるということになつて

いるのですが、この三つの要素につきましては、

は、軽重があるわけではなくて、いずれも地域別

最低賃金の決定に当たつて考慮されるべき要素で

あるというふうに考えております。

○細川委員 されど、生活保護との比較につ

いてお伺いをいたします。

私は、憲法二十五条にも規定がありますように、

労働者の最低限の生計費というのは、最低賃金の

いわば下限であります。そしてまた一方で前提

だというふうに思います。

まず、最低賃金の基準は生活保護などの最低の

生計費を上回る、これは当然であります。今ま

で生活保護以下の最低賃金の決定があつたとすれば、それはもう憲法二十五条の健康で文化的な最

低生活をする権利、こういう二十五条に違反する

ような疑いがあるというふうに思つております。

これは収入から税金あるいは社会保険料などを引

なければならぬ、こういうふうにされておりま

した。この規定は改正案の九条三項に引き継がれ

ます。つまり、これを比較いたしますと、およそ十一都

道府県で最低賃金額が生活保護を下回つて

いるところになります。

そこでお尋ねをいたしますが、厚労省として、

これ十一都道府県で修正を加える、九条三項で

思ひます。

最低賃金の決定基準は以前から二つあります。一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者

の賃金、三つ目が通常の事業の賃金支払い能力、この三つの要素になつておきました。今回は、「地

域における」という限定をつけておりますけれども、この三つの要素は原則変更はないわけでござります。

そこでお伺いをいたしますけれども、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払

い能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか。それとも、この三つのうちで一つはもっと重要性

があるのか。この三つの要素それぞれ、そういう重さというのがあるのか。これについてまず伺

いたいと思います。

○青木政府参考人 地域別最低賃金についての委員の御質問でござりますが、委員のおっしゃるよ

うに、三つの要素で決定されるということになつて

いるのですが、この三つの要素につきましては、

は、軽重があるわけではなくて、いずれも地域別

最低賃金の決定に当たつて考慮されるべき要素で

あるというふうに考えております。

○細川委員 されど、生活保護との比較につ

いてお伺いをいたします。

私は、憲法二十五条にも規定がありますように、

労働者の最低限の生計費というのは、最低賃金の

いわば下限であります。そしてまた一方で前提

だというふうに思います。

まず、最低賃金の基準は生活保護などの最低の

生計費を上回る、これは当然であります。今ま

で生活保護以下の最低賃金の決定があつたとすれば、それはもう憲法二十五条の健康で文化的な最

低生活をする権利、こういう二十五条に違反する

ような疑いがあるというふうに思つております。

これは収入から税金あるいは社会保険料などを引

なければならぬ、こういうふうにされておりま

した。この規定は改正案の九条三項に引き継がれ

ます。つまり、これを比較いたしますと、およそ十一都

道府県で最低賃金額が生活保護を下回つて

いるところになります。

そこでお尋ねをいたしますが、厚労省として、

これ十一都道府県で修正を加える、九条三項で

思ひます。

最低賃金の決定基準は以前から二つあります。一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者

の賃金、三つ目が通常の事業の賃金支払い能力、この三つの要素になつておきました。今回は、「地

域における」という限定をつけておりますけれども、この三つの要素は原則変更はないわけでござります。

そこでお伺いをいたしますけれども、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払

い能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか。それとも、この三つのうちで一つはもっと重要性

があるのか。この三つの要素それぞれ、そういう重さというのがあるのか。これについてまず伺

いたいと思います。

○青木政府参考人 地域別最低賃金についての委員の御質問でござりますが、委員のおっしゃるよ

うに、三つの要素で決定されるということになつて

いるのですが、この三つの要素につきましては、

は、軽重があるわけではなくて、いずれも地域別

最低賃金の決定に当たつて考慮されるべき要素で

あるというふうに考えております。

○細川委員 されど、生活保護との比較につ

いてお伺いをいたします。

私は、憲法二十五条にも規定がありますように、

労働者の最低限の生計費というのは、最低賃金の

いわば下限であります。そしてまた一方で前提

だというふうに思います。

まず、最低賃金の基準は生活保護などの最低の

生計費を上回る、これは当然であります。今ま

で生活保護以下の最低賃金の決定があつたとすれば、それはもう憲法二十五条の健康で文化的な最

低生活をする権利、こういう二十五条に違反する

ような疑いがあるというふうに思つております。

これは収入から税金あるいは社会保険料などを引

なければならぬ、こういうふうにされておりま

した。この規定は改正案の九条三項に引き継がれ

ます。つまり、これを比較いたしますと、およそ十一都

道府県で最低賃金額が生活保護を下回つて

いるところになります。

そこでお尋ねをいたしますが、厚労省として、

これ十一都道府県で修正を加える、九条三項で

思ひます。

最低賃金の決定基準は以前から二つあります。一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者

の賃金、三つ目が通常の事業の賃金支払い能力、この三つの要素になつておきました。今回は、「地

域における」という限定をつけておりますけれども、この三つの要素は原則変更はないわけでござります。

そこでお伺いをいたしますけれども、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払

い能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか。それとも、この三つのうちで一つはもっと重要性

があるのか。この三つの要素それぞれ、そういう重さというのがあるのか。これについてまず伺

いたいと思います。

○青木政府参考人 地域別最低賃金についての委員の御質問でござりますが、委員のおっしゃるよ

うに、三つの要素で決定されるということになつて

いるのですが、この三つの要素につきましては、

は、軽重があるわけではなくて、いずれも地域別

最低賃金の決定に当たつて考慮されるべき要素で

あるというふうに考えております。

○細川委員 されど、生活保護との比較につ

いてお伺いをいたします。

私は、憲法二十五条にも規定がありますように、

労働者の最低限の生計費というのは、最低賃金の

いわば下限であります。そしてまた一方で前提

だというふうに思います。

まず、最低賃金の基準は生活保護などの最低の

生計費を上回る、これは当然であります。今ま

で生活保護以下の最低賃金の決定があつたとすれば、それはもう憲法二十五条の健康で文化的な最

低生活をする権利、こういう二十五条に違反する

ような疑いがあるというふうに思つております。

これは収入から税金あるいは社会保険料などを引

なければならぬ、こういうふうにされておりま

した。この規定は改正案の九条三項に引き継がれ

ます。つまり、これを比較いたしますと、およそ十一都

道府県で最低賃金額が生活保護を下回つて

いるところになります。

そこでお尋ねをいたしますが、厚労省として、

これ十一都道府県で修正を加える、九条三項で

思ひます。

最低賃金の決定基準は以前から二つあります。一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者

の賃金、三つ目が通常の事業の賃金支払い能力、この三つの要素になつておきました。今回は、「地

域における」という限定をつけておりますけれども、この三つの要素は原則変更はないわけでござります。

そこでお伺いをいたしますけれども、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払

い能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか。それとも、この三つのうちで一つはもっと重要性

があるのか。この三つの要素それぞれ、そういう重さというのがあるのか。これについてまず伺

いたいと思います。

○青木政府参考人 地域

保護との整合性のあり方について考慮していくことが必要だというふうに考えております。今申し上げましたそいつた考え方も、一つの考え方ではないかなというふうに思つております。いずれにしても、生活保護との整合性を具体的にどのように考慮するかということにつきましては、具体的な額の話になつてしまひますので、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるべきものというふうに考えております。

○細川委員 いろいろお聞きをいたしましたけれども、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」という意味が、今聞いただけではちょっとよく私は理解できませんでした。

そこでもう一度お聞きをいたしますが、現在、最低賃金額が最も低い県、これは最低賃金額が六百円の青森、岩手、秋田、沖縄、この四県のみで、青森はほぼ同額、そのほかの二県は最低賃金の方が高い、こういうことになつております。逆に、生活保護の方が高い都道府県というのは、東京、神奈川、大阪、埼玉、千葉、京都、兵庫、広島、北海道、宮城、秋田、こういうことになつております。

そこでお聞きをいたしますが、ちょっと秋田を除きまして、すべて大都市を擁する都道府県、先ほど申し上げましたこの十一都道府県については、仮にこの基準にいたしまして、大都市を抱えた都道府県は生活保護の方が高いので、最低賃金は上がるだろう、こうしたことではないかと思いまますけれども、そういうことでよろしくうござりますか。

○青木政府参考人 生活保護との整合性だけで低賃金額を決定するわけではありませんので、これによつてこれだけしか上がらないといふ話ではないと思います。

ただ、単純に、おっしゃるように、地域別最低賃金が、先ほどの基準で考えて、先ほどの方式、生活扶助基準、人口加重平均と都道府県の住宅扶

助実績値の合計と賃金の可処分所得ベースとを比べますと、生活保護を下回つてゐるのは十一都道府県でございます。確かにそうでありますけれども、具体的な額、水準につきましては、これにどうぞありますけれども、少なくとも、そういうふうに考へておられます。

○細川委員 いろいろお聞きをいたしましたけれども、具体的な額、水準につきましては、これにどうぞあります。

事業の賃金支払い能力を考慮して、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものでござりますので、それによつて適切な引き上げがなされていくというふうに思つております。

さらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議において、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引き上げ方針について政労使の合意形成を図りまして、その合意を踏まえて、最低賃金の中長期的な引き上げに関しまして、産業政策と雇用政策の一連連用を図つて取り組んでいくことになりますので、こういった成果として、生産性の向上に見合つた最低賃金の引き上げがなされるとありますので、こういった成果として、生産性の向上に見合つた最低賃金の引き上げがなされるものというふうに思つております。

○細川委員 私が中心的に聞いているのは、今度の改正案で、今までの三つの要素にプラスして、生活保護の施策との整合性ということがプラスになつたわけでしょう、そこが。だから、その関係で最賃がどういうふうになつていくかということになります。

そこでお聞きをいたしますが、これが大事なんですね。そのほかは変わつていらないんですから。いざるふなことを言われても、これは我々は理解できませんよ。大事なのは、この改正案で一体どうなつていくかですか。どういうふうに最賃が上がりますか。お聞きいたします。

○青木政府参考人 先ほど申し上げましたようになりますが、さきほどの決算の年一円とか二円とかそういうものの額が上がつて、その攻防を毎年やつていてるわけですね。だ

けれども、そんなことじやいかぬ、思い切つて国際標準に上げなきゃいかぬじやいかぬ、もっと最低賃金を上げて、そしてワーキングプアなどが発生するようなことがないようにならきゃいかぬ

で最賃がどういうふうになつていくかとこうのことにも含めてこれを解消した上で、さらにはその上で生活保護と最低賃金との整合性を考える必要があるというふうに先ほど申し上げましたように、そういう点を踏まえて、沖縄においても具体的な額が決まつて行く

だらうというふうに思つております。

○細川委員 具体的な数字というものは出てきませんから、しづこく聞くよですがれども、毎年毎年から、しづこく聞くよですがれども、毎年毎年

上がつた点を踏まえて、沖縄においても具体的な額が決まつて行く

だらうというふうに思つております。

○青木政府参考人 先ほど申し上げましたようになりますが、さきほどの決算の年一円とか二円とかそういうものの額が上がつて、それをどうと上がるんですか。十円単位ですか、百円単位ですか。ちよつとそこを聞かせてくださいよ。何かよくわからんんですよ、

その御説明では。

○青木政府参考人 先ほど申し上げましたようになりますが、さきほどの決算の年一円とか二円とかそういうものの額が上がつて、それをどうと上がるんですか。十円単位ですか、百円単位ですか。ちよつとそこを聞かせてくださいよ。何かよくわからんんですよ、

したがつて、具体的な額についてどうだといふことは今直にはお答えできないわけであ

りますが、今御質問にありました、先ほど来申し

るのは、今直にお答えできかねるわけでありますけれども、少なくとも、そういうふうに考へておられます。

○青木政府参考人 おしかりを受けるかもしれないせんけれども、地域別最低賃金の具体的な水準については、これは先ほど来申し上げておりますよ

うな諸要素を勘案して、適切に地方最低賃金審議会の審議を経て決定されるというふうになります。

○細川委員 だから、先ほどの十一のところは大

都市を含む都道府県であつて、それは生活保護の方が上なわけですね。最貧がずっと下だ。だから、これに合わせるように、生活保護に合わせるようになりますといふのはわかりますよ。では、そうじゃない沖縄はどうですかと聞いているんですよ。上がりますか、上がりませんかといふことですか。

○青木政府参考人 先ほど申し上げていますように、この法律上の枠組みは、生活保護との整合性をきちんと考慮して三つの要素を十分考慮した上で具体的な額を決めろという枠組みでございます。具体的な額の決め方としては、労使も交えた地方の最低賃金審議会で十分審議をした上で、地方の実情なども考えながら決定をして、しっかりと遵守をしてもらいたい、こういうことになつていいわけあります。したがつて、法律上、具体的な額が直ちに出てくるという枠組みになつていてものではありません。

したがつて、今回お願いをしております法律によつて、少なくとも生活保護との整合性との観点でいえば、最低限といいますが、まずもつて十一

都道府県については、これはまず解消されるで

しょう、さらに、それでおしまいといふわけでは

なくして、生活保護との水準どじうのはさまざまあ

りますから、水準との整合性はさまざまあります

ので、それはこれから議論をして、何が適当かといふものをきちんと、具体的な額を決めるに當たつて十分審議をした上で決定がされるというふうに思つております。

○細川委員 何度も聞いてよくわからな

いですね。仕組みも今までと同じでしよう。仕組

みは今までどおりですね、地方最低賃金審議会で

決める。そして、その三つの要素も同じですね、最初から話しました三つの要素。今度プラスされ

た生活保護との整合性を加味して決めるといふわけですね。

だから、いいですよ、十一の都道府県について

はわかるんです。生活保護の方が上ですから、そ

れに最貧を合わせるとどうのは、上がりますよ、

それが今言われた二十五円ですか。そうしたら、ありますので、そういうふた枠組みに基づいて日本が上なわけですね。最貧がずっと下だ。だから、沖縄はその場合、今度は上がるんですか、生活保護を考慮して上がりますかということを聞いています。

今までの仕組みで具体的にやるからなかなか異

生活保護より最貧の方がちょっと上だつたり、あるいはそれが同じだつたりしたら、生活保護を考

慮したつて変わらないんじやないですか。今までどおりになるんじやないです。一円二円の……

○櫻田委員長 細川律夫君に申し上げます。  
申し合わせの時間が経過しておりますので、御協力願います。

○細川委員 ちょっと、今の質問だけ許してください。

今までどおりの一円二円の値上げの問題になるんではないですかと私は聞いているんです。上がったたら上がるとちゃんと言つてくださいよ。もっと、どれぐらじ上がるか。沖縄の人も心配だと思いますよ。

○青木政府参考人 先ほども申し上げましたように、生活保護は年齢や世帯構成によつて基準額も異なりますし、必要に応じた各種加算、住宅扶助や医療扶助や勤労免除とか、そういうものがありませんわ。先ほど来お話をなされておりますのは、そのうちの若年単身世帯の生活扶助基準に住宅扶助の実数値のみをやつた場合に十一だ、單純に機械的に比べると十一だということを申し上げているわけで、では何を比べるのか、少なくともそれは解消してもらわなくちゃいけないと思いますが、何を比べるといふのは、さらにそれに乗つかりてくるのが考え得るわけですね。それは具体的な額を決めるに当たつて十分議論をしながら考えるべき話だといふふうに思つております。

こういった仕組みは世界的にも、額を法定しているアメリカを除けば……

○櫻田委員長 答弁は簡潔にお願いします。

○青木政府参考人 労使で十分話をして額を具体的に決めていくといふやり方がいわば世界の趨勢

○長妻委員 民主党の長妻昭でございます。本日も質問の機会をいただきまして、ありがとうございました。

この労働三法の法案が出ておりますけれども、私自身は、国家として、国民の皆様方の最低限の生活というのはどういったものなのか、これを持ちつと定義して、最低限の生活は国家としてきちっと一律に保障する、こういう強い意思を持つことが国の信頼を高める基本だとうふうに考えております。

ところが、今の現状の日本は、最低限の生活が保障する生活というのはどういうものか、非常に分野分野ではらばらになってしまって、整合がとれていない、きちっとした哲学がないというふうに私は考へておるところでござります。

そういう意味では、大臣の哲学をお伺いしたいのですが、具体的には、最低賃金法の改正案が出ております。この生活保護との関係、あるいは国民年金の支給水準との関係、いろいろ、国が最低の保障をしなければいけない、こういう哲学がばらばらだと私は思っております。そういう意味では、今回の改正案は、最低賃金と生活保護あるいは国民年金との給付の関係というのはどういうような設定をしているのか。具体的には、一般的な働き方をしたときに最低賃金が生活保護を下回らない、こういうような哲学があるのかどうかといふことをお伺いいたします。御明言いただければ。

一方、近年 労働者の最低限度の生活を保障する観点から、生活保護との整合性の問題もいろいろところで指摘を受けたところでござります。今度、このために、最低賃金法改正案におきましては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するように、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定するということを法定させていただきました。具体的な水準については、今長妻委員からは全国一律にということでござりますけれども、実際問題として、最低賃金を構成する三つの要素のうち生活費というものがあるわけですが、この生活費というのは、物価の水準、動向等も地域によってはらつきがありますことを考えますと、地方それぞれに最低賃金を決定するということがよしとされております。私もそれが実情を反映しているのだ、このように考えておりますが、したがいまして、最低賃金の具体的な水準については、地方最低賃金審議会における審議を経て決定される、こういうことになっておるわけでござります。そういうことで、今回、生活保護との関係といふことをこの法律上明らかにいたしましたけれども、御指摘のように、最低賃金は生活保護を下回らない水準にするという趣旨で、具体的にもこのことを今後実現してまいりたい、このように考えております。

○山井委員

少し、最賃の質問をさせていただきます。

今回、第七条で最低賃金の減額の特例を設け、厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により最低賃金の効力の規定を適用するとしているが、厚生労働省令とは何を想定しているのか、武見副大臣、お願いします。

○武見副大臣 現行の最低賃金法は、障害により著しく労働能力の低い者等については、個別の許可によって最低賃金の適用を除外することができるというふうにしております。

実際の運用においては、適用除外の許可を受けたからといって、極端に妥当性を欠く低賃金となることがあるが、例えば精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者については、支払う賃金額が、最低賃金額から、労働能力が低い割合に対応する金額を減じた額を下回ってはならないといった運用、すなわち減額措置という運用が行われてきております。これは、現行法においても、通達によってこうした運用が今も既に行われているわけであります。

そして、今般の改正によって法律上もこの減額措置となるものでありますけれども、支払うべき賃金の下限額については、現在の運用における取り扱いを変更するということではございません。現在の運用の実態を踏まえて省令を策定する、こううふう考へ方でございます。

なお、厚生労働省令で定める率の具体的な内容については、例えば、精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者については、当該最低賃金の適用を受ける他の労働者のうち最下層の労働者と比較した被申請者の労働能力の割合とすると、こうふうに考えておるといふ感じであります。

○山井委員

それでは、ちょっと最賃の話をしたいんですけど、

武見副大臣、地域別最低賃金の不払いに係る罰金額が五十万円に引き上げられましたが、これは労働者一人当たりに対する罰金額ですか、武見副大臣。

○武見副大臣 御指摘のとおりでございます。

○山井委員 特定最低賃金については今回の最賃法の罰則の適用ではないが、これはなぜですか。

どのように労働者の保護を図るんですか。

○武見副大臣 最低賃金の一義的な役割ですね。

これは、すべての労働者について賃金の最低限を保障するセーフティーネットということをさせます。その役割は、地域別の最低賃金が果たすべきものであるというふうに私どもは考えておりまして、あくまでも一番基本的なセーフティーネット、これは地域別の最低賃金という確認をまずしておきたいと思います。

このため、今般の見直しにおきましては、地域別最低賃金について各地域ごとに決定することを義務づけるとともに、労働契約の内容を規制する強行的、直律的効力を付与した上で、地域別最低賃金額以上の賃金を支払わなかつた場合には最低賃金法の罰則を科す、このことによってこの履行を確保するということで五十万円ということが決められてきているわけです。

他方で、一定の事業または職業に適用される特定最低賃金については、関係労使のイニシアチブにより設定をされており、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完して、公正な賃金設定に資するものとしてセーフティーネットとは別の役割を果たすというふうに、私どもはこちらについては考えているわけです。その不払いにつきましては最低賃金法の罰則は適用しないというふうにそこで考えました。

ただ、他方で、特定最低賃金不払い、これは賃金の金額払い違反となることで、実際、賃金の金額払い違反に係る罰則として上限で三十万円、それが適用されるということになりますので、こういった観点からの労働者の保護というものはきちんと行われていると考えます。

○國田(康)委員

## 最低賃金法の質問をさ

○柳澤國務大臣 私は、最低賃金の決定といふものは、これまでの最低賃金審議会（これは中央の審議会）地方の、両方ありますが、これを通じて決定されていく。それはある意味で、諸問に対する

○西田(康)委員 今回の制度で、中央最賃審議会と地方最賃審議会の枠組みは変わらない。そして、屋上屋のよくなこの円卓会議なるものが、私はそのような印象を受けているわけでありますけれども、しっかりとこういう政府全体の取り組み、中小企業の推進策というものがあわせて私は行う必要があるというふうに考えておりますので、そのことも含めて、屋上屋だけではやっていくのではなくて、ちゃんと実質的な地域の中身の実態を把握しながら、それぞれにおいて引き上げていくところをもう方向で頑張っていただきたいというふうに思つております。

支払い能力といふのは、結局ど

くるかといえば、これはやはり生産性の向上をすることによって支払い能力の向上というのも図れるという意味でございまして、ある意味で最低賃金を引き上げる環境を整備するというか、改善していくこと、そういうか、そういうことの戦略あるいは施策というものを中長期的に考えていく、そういう機関であるというふうに私としては理解をしておりますし、また委員にもぜひそのように理解をしていただければ幸い、このように思つております。

最低賃金について申し上げれば、近年、最低賃金制度が言わば生活保護と比べてもある意味セーフティーネットとしての機能を十分に果たしていないと、こういう観点から見直しを行うことにいたしたわけでございます。

そしてさらには、我々としては、この成長力底上げ戦略を進めていくことによって、将来、中小企業等々においても生産性を引き上げていくという中において、当然それに倣つてこの最低賃金も上がっていくような仕組みをつくっていただきたいという中において、円卓会議をつくって、その議論を各地域における最低賃金の審議会における議論のこれは正にベースにしていただきたいと、このように考えていくといふことをいたします。

というふうに結論はおっしゃつておられるわけですが、大臣、最低賃金は決定過程においてあります、大臣、最低賃金は決定過程においてどのようになつていくんでしようか。この円卓会議がベースになつて、これに基づいてつくられるものなんでしょうが、制度として。どうでしよう

ついてこのように述べておられます。  
最低賃金について申し上げれば、近年、最低賃金制度が言わば生活保護と比べてもある意味セーフティーネットとしての機能を十分に果たしていないと、こういう観点から見直しを行うことにならしたわけでございます。  
そしてさらに、我々としては、この成長力底上げ戦略を進めていくことによって、将来、中小企業等々においても生産性を引き上げていくという中において、当然それに倣つてこの最低賃金も上がつていくような仕組みをつくつてしま

上げ戦略を進めていくことによって、将来、中小企業等々においても生産性を引き上げていく中において、当然それに倣つてこの最低賃金も上がりしていくような仕組みをつくつてしまひた」という中において、円卓会議をつくつて、その議論を各地域における最低賃金の審議会においておける議論のこれは正にベースにしていきた」と、「このように考へてみると、いかにもやさしくます。というふうに総理はおっしゃつておられるわけでありますが、大臣、最低賃金は決定過程において

そこで、最低賃金の問題でお話をいたしますが、最初に大臣に簡単な質問をいたします。

今現在、最低賃金の全国平均額は六百七十四円、月収に直すと十一万七千円何がし、年収で百四十四万五千円くらいになると思うんですけれども、この水準を低いと大臣はお考えでしようか。ワーキングプアという言葉がござりますが、まさしくこの最貧に張りついた労働者の実態、貧しいと考えていらっしゃいますか。見解を伺います。

○柳澤国務大臣 今委員が御指摘になられましたように、現行の地域別最低賃金の全国加重平均額は六百七十三円でございます。したがいまして、これを一日八時間として二十一日間働くとどうことで考えますと、十一万円足らずということになります。

この具体的な水準は、委員も御承知のとおり、公労使三者構成の地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されているものでございまして、そのこと自体については、私もどもとして審議会の御意向を尊重して決定させていただいているという立場で、このこと自体について云々することは、こうした枠組みの中では差し控えさせていただきたいと思います。

○高橋委員 今、決め方の問題についてはこの後質問いたしますけれども、そこに逃げないでいただきたいんですね。これで暮らせると思っていらっしゃのかということを、大臣の率直な認識を伺いたいと思うんです。数字の上の積み上げではなくて、実際として十二万足らずで暮らしていけるのかと、いうことなんです。そのことを本当にお答えをいただきたいと思います。

○五年一月七日の最低賃制度のあり方に関する研究会に提出された資料、「最低賃金制度の意義・役割について」によれば、第一条、目的的解説の中で、労働条件の改善とは、労基法で言えば労働条件の向上という改善度合いの向上、これは現状より上回ることによって、水準が一定高くてもそれより上回れば向上と言う、しかし、改善とは現状が悪いことを前提としている、このように説明がされています。現状が悪いことが前提なんだといふことなんですね。

同じ資料の中に、「ILOの事務局 ジェラルド・スターール「世界の最低賃金制度」による整理」の中で、最低賃金制度は「すべてのあるいはほとんどの労働者に、不适当に低い賃金から保護する安全網を提供することによって、貧困の減少に適度に寄与する手段」と整理をされています。

あれこれの要素の前に、現状は極めて低いんだ、これをまさしく改善するのだという立脚点に立つのかどうかが問われていると思います。もう一度お答えをお願いします。

○都澤国務大臣 最低賃金というのは、今委員がお述べになりましたように、労働者の最低限度の生活を保障する、そういうセーフティーネットと zwar、今回の改正においては、地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つである労働者の生計費について、生活保護に係る施策との整合性に配慮するということを明確にさせていただいておりまして、このことを踏まえて、私どもとしては、最低賃金額をぜひ引き上げの方向で、それぞの審議会からの答申もいただけるように、そういうことを願って、こうした法律の改正案を提出させていただいているということを御理解賜りたいと思います。

○高橋委員 なかなか尋ねられていないといふことを大臣のお言葉では言えないのだろうと思うんですね。ただ、今お話しをされたように、生活保護よりも低いような状態を改善しようという点では、極めて低いところとの認識であったのかなと思します。

確認させていただきます。それが違うといふのであれば、後でまた答弁なさればいいかと思うんです。簡単なことでござります。最賃の決定者はだれかということです。

第十一条には、厚生大臣または都道府県労働局長は「いう」言語になつて、決定しなければならない。しかし不適当となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。もある。これは大臣に決定権限があるという上で確認をしてよろしいでしょうか。

○柳澤国務大臣 結論的に申しますと、高橋委員が言わわれるとおりであります。

最低賃金については、原則として、一都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案については都道府県労働局長が、それからまた、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案等については厚生労働大臣が決定することとされております。

都道府県労働局長が決定した最低賃金が著しく不適当であると認めるときは、厚生労働大臣が都道府県労働局長に対してその改正等を命ずることができる」ととされておりまして、それぞれの、中央及び地方の最低賃金審議会のお考えを尊重しながら、決定は、都道府県労働局長、あるいは場合により厚生労働大臣であるといふことが法律の規定するところでござります。

○高橋委員 基本的な権限の所在がはつきりしたかと思います。

ただ、改正や廃止の決定について、大臣が伝家の方刀を抜いたことは一度もないということでありましたので、私はやはり、今こういう議論を積み重ねている中で、そういうことだつてあるんだよということを、今抜けと言つていいわけではありませんが、そういうことをきちんと念頭に置いて議論を進めていきたい、そういうふうに思つております。

そこで、生活保護との整合性について伺います。

九条三項で、「労働者の生計費を考慮するに当つては、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」というふうに盛り込まれたわけであります。

ここで、十一都道府県の生活保護費を最低賃金が下回っているところ」とが、この間議論をされまつた。そこで、政府が基準としている生計費というのは、ここでいう生活扶助、つまり食費、水光熱費、居住費、これで

○青木政府参考人 生計費につきましては、各地方最低賃金審議会において、生活保護基準や保護水準の具体例とか物価指数などから標準生計費位で決定されているのに対しまして、生活保護は市町村を六級に区分しておりますし、生活保護は年齢や世帯構成によつて基準額が異なる、あるいは生活保護では必要に応じた各種加算や住宅補助、医療扶助などがある、これをどういうふうに考慮するのかといった問題があります。

現在の最低賃金と生活保護の水準を見た場合に、衣食住という意味で、生活保護のうち、若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均値に住宅扶助実績値を加えたものを手取り額を見た最低賃金が下回っている地域が見られる。まずはそつこったケースについて比較をして、その整合性を考慮の上、逆転を解消し、その上でさらに最低賃金と生活保護との整合性のあり方について考慮していくことが一つの考え方ではないかとうふうに思つております。

○高橋委員 級の区分の仕方が違うですとか、そういういろいろな違いがあることを乗り越えて生活保護との整合性を図るということを今回盛り込んだわけですから、基本的な考え方をきちんと整理していく必要があるのだろう。

そこで、政府の出している資料というのは、最低賃金に対し、税や社会保険料を考慮した可処分所得として〇・八六七を掛ける、そういう数字を比較しているかと思うんです。当然、生活保護であれば負担がないものを、普通の賃金労働者であれば負担しなければならない、そのことを考慮していると思うんですね。そうすると、すべての都道府県が生活保護より下回るという資料が出ていくかと思うんですね。それは間違ひありませんね。そして、その上で、最低でも、局長が言つてこらスタートといふときには、この〇・八六七を封住了数字、ここはすべての都道府県で〇・

地質資料は、昭和三十一年（一九五六年）に於ては車谷 久は貴伯